

西堀地下駐車場の駐車料金にかかる減免基準

新潟市西堀地下駐車場条例（平成13年新潟市条例第6号。以下「条例」という。）第6条第3号及び第4号に基づき、駐車料金にかかる免除について次のとおり定めるものとする。

（駐車料金の免除）

第1条 条例第6条第3号に規定する市の施設における用務又はその利用のため駐車場を利用する場合とは、次の各号に掲げる者が新潟市西堀地下駐車場（以下「駐車場」という。）を利用するときとする。

- (1) 本庁舎（新潟市中央区古町通7番町1010番地に所在するものに限る。）に用務のため来所する者
 - (2) 新潟市中央区役所に用務のため来所する者
 - (3) 新潟市パスポートセンターに用務のため来所する者
 - (4) 新潟市子育てサポート広場ふるまちにおいて、つどいコーナー、児童用プレイルーム、幼児用プレイルーム、育児相談室、短時間保育室又は子育てコミュニティ多目的スペースを利用する者
 - (5) 新潟市消費生活センターにおいて、消費生活相談、消費生活講座又は新潟市消費生活センターが主催する事業を利用する者
 - (6) 新潟市市民活動支援センターを、新潟市市民活動支援センター条例（平成16年新潟市条例第34号）に規定する市民公益活動のために利用する者
 - (7) 新潟市マンガの家において、市が主催する催物に参加する者
 - (8) 新潟市水族館、新潟市美術館、新潟市歴史博物館、新潟市文化財旧小澤家住宅又は新潟市旧齋藤家別邸の入館者又は観覧者
 - (9) 旧日本銀行新潟支店長役宅又は旧市長公舎において、市が主催する催物に参加する者
 - (10) 新潟市選挙管理委員会事務局に用務のため来所する者
 - (11) 新潟市人事委員会事務局に用務のため来所する者
 - (12) 新潟市監査委員事務局に用務のため来所する者
- 2 条例第6条第4号に規定する市長が特に必要があると認める場合とは、次の各号に掲げる者が駐車場を利用するときとし、免除後の料金の額は、当該各号に定める額とする。
- (1) 公益財団法人新潟市産業振興財団ビジネス支援センターにおいて、相談窓口を利用する者 入場から60分までの駐車料金の額の全額を免除した額
 - (2) 公益財団法人新潟観光コンベンション協会に用務のため来所する者 入場から60分までの駐車料金の額の全額を免除した額
 - (3) 新潟市中央区社会福祉協議会において、相談窓口、講習会又は中央区社会福祉協議会が主催する事業を利用する者 入場から60分までの駐車料金の額の全額を免除した額
 - (4) 公益財団法人新潟市芸術文化振興財団に用務のため来所する者 入場から60分までの駐車料金の額の全額を免除した額
 - (5) 公益財団法人新潟市勤労者福祉サービスセンターに用務のため来所する者 入場から60分までの駐車料金の額の全額を免除した額
 - (6) 新潟市観光循環バスの1日乗車券を利用する者 入場から60分までの駐車料金の額の全額を免除した額
 - (7) 新潟大学旭町学術資料展示館において、当館が主催する催物（常設展を除く）に参加する者 入場から60分までの駐車料金の額の全額を免除した額
 - (8) 北方文化博物館新潟分館の観覧者 入場から60分までの駐車料金の額の全額を免

除した額

- (9) 前項第1号から第6号まで及び第10号から第12号まで又は第1号から第5号までに掲げる者で、その責めに帰さない理由により用務又は施設の利用に係る時間が60分を超える者 用務又は施設の利用に必要な時間に係る駐車料金の額の全額を免除した額

附 則

(適用期日)

- 1 この基準は、平成13年10月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 第1条第2号に掲げる免除後の定期駐車料金の額は、新潟地下開発株式会社から新潟市への駐車場譲渡に伴う経過措置として、次の各号に掲げる月分について、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 平成13年10月分から平成14年9月分まで 定期駐車料金の25%を乗じて得た額

(その額に百円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額)

- (2) 平成14年10月分から平成15年9月分まで 定期駐車料金の40%を乗じて得た額

(その額に百円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額)

附 則

(適用期日)

この基準は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

(適用期日)

この基準は、平成18年9月7日から適用する。

附 則

(適用期日)

この基準は、平成21年8月1日から適用する。

附 則

(適用期日)

この基準は、平成22年4月1日から適用する。ただし、第1条第5号の規定は平成22年3月23日から適用する。

附 則

(適用期日)

この基準は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

(適用期日)

この基準は、平成23年6月1日から適用する。ただし、第1条第2項第4号の規定は平成23年7月1日から適用する。

附 則

(適用期日)

この基準は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

(適用期日)

この基準は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

(適用期日)

この基準は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

(適用期日)

この基準は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

(適用期日)

この基準は、平成29年8月14日から適用する。

附 則

(適用期日)

この基準は、平成29年12月25日から適用する。

附 則

(適用期日)

この基準は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

(適用期日)

この基準は、令和2年5月7日から適用する。

附 則

(適用期日)

この基準は、令和4年4月1日から適用する。